

## 国土交通省独立行政法人評価委員会

### 第7回自動車検査分科会

平成19年2月26日

【上岡専門官】 それでは定刻となりましたので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第7回自動車検査分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多忙中のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局として本日の議事進行を担当いたします、自動車交通局技術企画課の上岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の自動車検査分科会には、石津委員、古川臨時委員がご都合により欠席されておりますが、委員7名中5名の出席をいただいております、過半数を超えておりますので委員会令第7条に規定しております会議、議決を行うための定数を満たしておりますことをご報告いたします。

それから本日の分科会につきましては、委員会の運営規則第5条により公開となっております。また、議事録につきましては委員の皆様にご確認いただいた後、従来と同様に国土交通省のホームページに公表させていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。座って確認させていただきます。まず資料のほうでございますが、表に席次表と本日の委員の出席者の名簿をつけてございます。それから配付資料でございますが、まず初めに、A4の紙1枚の議事次第でございます。資料7-1としまして、検査法人の見直しに係る経緯と今後のスケジュール、A4の紙1枚でございます。資料7-2としまして、検査法人の第2期中期目標・中期計画案の概要ということで、A4の横2枚でございます。それから資料7-3としまして、第2期中期目標・中期計画案の対照表ということで、A3の紙の折り畳みでございますが、10ページものでございます。続いて資料7-4、検査法人中期目標(案)、A4の縦でございます。それから資料7-5、検査法人中期計画(案)、A4の縦でございます。最後になりますが、資料7-6、業務方法書の変更(案)について、A4の縦資料でございます。

それからその他参考資料としまして、1から8まで、本分科会等の運営に係る規則と関

係する資料をつけてございます。資料のほうは以上でございます。資料の漏れ等がございましたら事務局までお申しくださるようお願いいたします。また本日の資料につきましては、すべて公表の扱いとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は事務局のほかに、自動車検査独立行政法人から橋口理事長をはじめ、関係の方々にも出席していただいております。また、政策評価官室の鈴木政策評価官にもご出席いただいております。

次に、当自動車検査分科会の庶務を担当する事務局を代表しまして、当課の木場課長からごあいさつ申し上げます。

【木場技術企画課長】 技術企画課課長の木場でございます。本日はお寒い中、また2月末のご多忙の中、当分科会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は検査法人の、平成19年度から予定してございますが、第2期中期目標・中期計画についてを中心にご審議いただきたいと思います。

検査法人は第1期、平成14年に立ち上がりまして、新しく組織ができて、円滑な移行に伴って受検者、ユーザーに迷惑をかけないという観点から円滑な移行、また同時に問題となっておりました不当要求対策といったものを中心にいろいろ対応してきたわけでございます。非常に厳しい予算状況の中で、的確に業務を遂行してきたものと考えておりますが、さらに第2期におきましては発展的に業務を行っていきたいと考えておりまして、この方向で新しい目標、新しい計画をつくっていきたいと考えております。

昨年11月に、総務省の政策評価・独立行政法人から勧告の方向性というものが示されまして、この方向に沿って今回の見直しも行っていきたいと考えておるところでございます。その主な内容といたしましては3点ございまして、自動車検査業務の重点化、これは指定整備のさらなる活用を図りまして、新規検査、街頭検査等の重点化、また検査業務の機械化・電子化の推進等という措置を講じて、検査業務を重点化していくということが1点。2点目は検査法人が行う審査業務に係る手数料を検査法人に直入するという一方で、検査法人の経営責任を高めるという措置を講ずる、検査手数料のあり方の見直し。また3点目は役職員の非公務員化という措置を講ずることによって、新しい中期目標・中期計画を進めていくということでございます。

現在この方向に沿っての見直しで、法律改正を現通常国会にお願いしておりますが、これとあわせてこの指摘内容に沿った中期目標・中期計画を本日ご審議いただきたいと思います。この後中期目標・中期計画を事務局のほうからご説明させていただきます。

各委員の忌憚のないご意見等を賜りまして定めていきたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【上岡専門官】 どうもありがとうございました。本日の分科会の審議結果の取り扱いでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則によりまして、後日事務局より国交省独法評価委員会委員長に報告を行い、委員長の同意を得た上で、分科会の議決を委員会の議決として確定するという運びになっております。その旨報告いたします。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、大聖分科会長にお願い申し上げます。大聖先生、よろしくお願いいたします。

【大聖分科会長】 どうも皆様こんにちは。お久しぶりでございます。今課長さんのほうからごあいさついただきましたように、この時期、第1期の中期目標・計画が終わりまして、いよいよ第2期に入る非常に節目のタイミングだと思います。皆様、年度末で大変ご多忙なところをご参加いただきまして、ありがとうございます。それぞれのご専門からいろいろと貴重なご意見を、ぜひいただければと思っております。

それではさっそく始めさせていただきたいと思いますが、本日の審議事項は2件ございまして、最初に第2期中期目標・中期計画に関する意見具申、2番目が業務方法書の変更に関する意見具申がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは進めますが、初めに自動車検査独立行政法人の第2期中期目標・中期計画（案）について審議を行います。審議の進め方といたしましては、事務局のほうから目標案についてご説明いただいた後に、自動車検査法人のほうから同案についてご説明いただくというふうにして、一括して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは事務局のほうから。

【酒井課長補佐】 そうしましたら私のほうから、まずこれまでの経緯と今後のスケジュールということで、簡単にご説明させていただきます。資料7-1になります。まず1枚紙になりますけれども、これまでの経緯といたしましては冒頭課長の木場よりあいさつがございましたけれども、昨年総務省の勧告の方向性が出まして、それに基づいてこれまで作業してきているところですが、直近の出来事としましては、今年に入りまして2月6日になりますが、この見直しのうち、非公務員化と手数料の見直し、具体的には検査法人の自己収入化になりますが、この2点について盛り込んだ法案を閣議決定したところでございます。

今後ですけれども、まだ法案が閣議決定しただけですので、今後国会での審議が行われ

ることになりますけれども、それ以外の作業、スケジュールといたしましては、この資料に書いてございますけれども、法案に基づいた政令と省令の改正作業がございます。しかも政令、省令ですけれども、法案自体の施行日が今年の4月1日の施行分と、公布されてから1年以内の施行分との2つに分かれておりますので、政令、省令についても2段階の改正になっております。

具体的にはまず最初のほう、4月1日施行分につきましては検査法人の役職員の非公務員化に係るところでございます。また2点目の、1年以内の施行日につきましては、こちらは手数料の見直し、すなわち自己収入化に係る政令改正等がございます。したがって、自己収入化に伴って具体的に国と検査法人に入ってくる手数料につきましては、今後政令改正をして決まっていくという形になってございます。

以上は法令関係の作業になりますが、最後、今回の中期目標・中期計画につきましては、4月1日にスタートいたしますので、残り1カ月間で今後財務省との調整ですとか、総務省の政独委での審議等の各手続を経て、3月末までに準備を整えて、4月1日を迎えるといった段取りになっております。簡単ですが、以上になります。

【大聖分科会長】 それでは引き続いて。

【木場技術企画課長】 それではまず中期目標についてご説明したいと思います。資料は、資料7-2と7-3を使わせていただきたいと思います。まず資料7-2でございます。これが第1期と第2期の中期目標・計画の概要を比較したものでございます。第2期の中期目標、左のほうでございますが、立て方として、第1期の場合は業務運営の効率化を第1に持ってまいりまして、第2に業務の質の向上というのを持ってきておりましたが、効率化というよりはむしろ中身の充実ということを第2期の大きな柱にしていきたいということで、業務の質の向上というのを第1に持っていく、大きな業務運営の効率化を2のほうに持ってきたという構成になってございます。

業務の質の向上でございますが、この具体的中身として4つほど挙げております。やはり業務運営の大前提であります厳正かつ公正・中立な審査の実施、これはやはり1番目に掲げてございまして、2番目が今回特に取り組もうと考えております検査情報の電子化等による検査の高度化という、中身の充実ということを第2に掲げてございます。

あと、3番目が受検者等の安全性・利便性の向上ということで、ユーザー車検等に業務の重点化が移っていくということで、受検者等の安全性の向上というものを従来のもの比べて加えておるということでございます。4番目は主体的に自動車社会の秩序維持とい

うものに貢献していくということで、いろいろこれまでの不正改造車対策等の項目を挙げさせていただきます。業務運営の効率化につきましては、従来どおり組織運営、また業務運営等についての具体的な数値目標というものを掲げていきたいと考えております。

一般的に1の(1)の、厳正かつ公正・中立な審査の実施でございますが、この中も従来どおり不当要求防止対策、これもまだ完全になくなったという状況ではございませんので、大きな項目として掲げておりますが、その他、その次にいろいろ手法なりツール、規定類の改善といったような審査手法の整備とか改善というものに加えまして、④から⑥にありますような人材、非公務員化というような職員の身分の変更もございますけれども、やはり人に依存して業務が適正に行われるという部分が強うございますので、④、⑤、⑥で人材確保なり能力の向上等の項目を掲げてございます。

具体的な目標につきましては、資料7-3で簡単にご説明したいと思います。1ページ目は左2つが第2期中期目標・中期計画、右2つが第1期中期目標・中期計画という構成になってございます。それでは真ん中の下のほうに2/10というページが振ってございますが、2ページ目、まえがきでございます。このまえがきにおきましては最近の交通事故の状況、また環境問題の状況、環境問題につきましては大気汚染の問題、地球温暖化問題という2つの大きな問題が出ておるという状況を記述いたしまして、これに対して交通安全基本計画なり中環審の報告等において、自動車検査が非常に重要な役割を果たしておるといふこと、また最近におきましては、二次架装問題や不正車検、不正要求等の不正事案が社会問題化しておるといふ最近の状況を掲げてございます。

このような中、検査法人の今後の役割といたしましては、国と民間との役割分担を踏まえつつ、新規検査、街頭検査、ユーザー車検の受け皿機能等に重点化しつつ、いわゆる検査業務につきまして一層の機械化・電子化を推進し、検査の質の向上を図るものとするという大方針が示されております。

また、手数料の自己収入化でございますが、国の財政支出を縮減し、検査法人の経営責任を高める観点から、検査手数料の自己収入化を図りまして、検査の効率化、質の向上につなげていくということが書いてございます。

これがまえがきでございますが、次に1. 中期目標の期間でございます。中期目標の期間につきましては、第1期と同様5カ年と定めたいと考えております。

次は、国民に提供するサービスその他の業務の質の向上策についての目標でございます。この1番目は厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底ということで、これは業務運営

の大前提であり、これについては組織を挙げて全力で取り組むことを掲げてございます。

具体的にはまず不当要求防止対策でございます。これにつきましてはそもそも非公務員化という身分が変わった後におきましても、不当要求対策の充実を図って対応していくということが掲げてございます。②、③でございますが、これが手法なり体制整備についての目標でございまして、基準の制定・改正等へ適切に対応する、適切かつ確実に実施していくということと、審査方法の改善につきましては諸外国の情報の積極的な収集、また外国の例に倣ってやっていくということと、個々の職員からの改善提案、内部的ないろいろな提案を生かして審査方法の改善に努めていくということを掲げてございます。

④、⑤、⑥でございますが、これが職員の質の向上というか、④は国と連携しつつ、国との人事交流を円滑に行い、最適な人材の確保に努めるということ。⑤は研修の充実等によって職員能力の向上を図るということ。⑥は職員の意欲向上。表彰制度等によりまして、頑張った職員にはそれなりの評価をするということ得意欲向上に努めるということでございます。⑦は内部監査の充実。内部監査、指導の充実によりまして、業務の適正かつ円滑な実施に努めるということでございます。

続きまして（２）の検査情報の電子化等による検査の高度化でございます。これにつきましては、今回第２期の大きな柱でございますが、まず１番目は新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止ということで、いわゆる新規検査とか構造変更検査の際に、画像などの審査データを電子的に取得いたしまして、これを継続検査や街頭検査で活用いたすようなシステムを導入して、不正な二次架装の防止に努めていくということを示してございます。この機器等の導入につきましては、中期目標期間内に全事務所に配備するという方向で検討していくということを考えております。これは内部的な、二次架装とか不正を防止するというに加えて、いわゆる検査伝票そのものを電子化することによりまして、不正受検の防止にもつなげるということも目標として考えてございます。

②は検査情報の有効利用でございますが、そういうデータが電子化されますと、国のリコール対策や基準策定、整備事業者の監査といったものにも活用されるということが期待できますので、この目標期間中に必要な機器及び審査方法等を整備することという目標も掲げてございます。③はユーザーへの還元をするということで、この電子化されたデータに基づきましてユーザーに検査情報を提供して、保守管理意識の向上に努めることということも考えてございます。④は新たな審査方法の検討。具体的には検査法人のほうで考えていただきますが、ＯＢＤ等の新しい車載式故障診断装置を活用する等の審査方法の改善

を検討いただきたいということを掲げてございます。

(3) でございます。受検者等の安全性・利便性の向上、これはユーザー車検等に業務が重点化してくるということを踏まえまして、受検者等の事故削減として具体的数値目標を掲げてございます。まず事故につきましては、平成18年度に比べて20%以上削減する。これは中期目標期間終了時点でございますが、20%以上削減するという目標を掲げてございます。②でございます。利用しやすい施設と業務運営ということで、機器故障等によりましてコース閉鎖がないように、中期目標期間終了時における検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を、平成18年度に比べて20%以上削減するという数値目標を掲げて、また受検者からの要望を的確に把握して施設等の改善に努めるということを掲げてございます。

4番目は、自動車社会の秩序維持ということでございます。これは国が行ういろいろな施策に対して、独立行政法人としてもご協力いただくということでございまして、まず1番目は不正改造車対策の強化ということで、第1期中期計画では40万台という目標を掲げてございましたが、これを55万台に拡大するということが街頭検査台数を55万台以上実施するということが、また効果的かつ効率的な街頭検査の手法を検討していただくということを目指して掲げてございます。

また、その他国土交通政策への貢献として幾つか掲げてございまして、電子化等によりまして、いろいろなデータが検査法人で取得できるということになりますので、こういった情報をリコールの対象者の早期発見等につなげるということにもご貢献いただきたいということを考えております。また、車台番号の改ざん等盗難車両対策への情報提供等への貢献に努めていただくということを考えております。その他の貢献といたしましては、いろいろ国が行う不正改造防止とか定期点検整備促進運動等のキャンペーンへの参画に積極的に貢献いただくということを考えております。

次は、業務運営の効率化に関する事項でございますが、まず組織運営の要員配置の見直しにつきましては、検査法人は先駆的にいろいろなところで、政独委からも高い評価を受けてございますが、要員配置の見直しを今後とも効率的に実施していただくということでございます。

あと2番目は、検査手数料の自己収入化を行いますので、この体制をきっちり整備していただくということが掲げてございます。具体的な業務運営の一般管理費及び業務経費の効率化目標でございますが、一般管理費につきましては、対前年比の大体3%減に相当し

ます、中期目標期間中の費用経費総額を6%程度抑制するという目標を掲げてございます。また業務経費につきましては、対前年比マイナス1%に相当する、5カ年分で換算しますと2%程度抑制するというような目標を掲げることにしてございます。

あと、随意契約の見直し、資産の有効活用等につきましては、この法人につきましても国全体の取り組みに準じて的確に対応していただくということで掲げてございます。主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等につきましても、同様に国の、他の法人と横並びで最適化計画を公表し、実施するという目標を掲げてございます。

あとは財務内容の改善に関する事項につきましても、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るということで、これも他の法人に準じて的確に実施するという目標を掲げてございます。

その他業務運営に関する重要事項につきましては、施設及び設備に関する事項、これも計画的な整備・更新を進め、適切な維持管理に努めることということで、具体的な計画につきましては検査法人のほうで定めていただくということでございます。人事に関する事項につきましても、5%削減という閣議決定に基づきまして、給与なり人員の削減を進めていただくということで、計画を策定いただくことを予定しております。以上でございます。

**【大聖分科会長】**      ありがとうございます。それでは引き続きお願いいたします。

**【橋口理事長】**      検査法人理事長の橋口でございます。座ってお話しします。

**【大聖分科会長】**      どうぞ。

**【橋口理事長】**      今年で最初の中期計画5年が終わります。順調に推移していると思えますが、別途評価願いたいと思います。新しい中期計画の策定に当たって、行政改革で、検査法人の運営にとっては非常に大きな環境変化が2つあります。1つは非公務員化ということです。2つ目は人員削減ということでございます。1つ目の非公務員化につきましては、これについては職員は全く予想していなかったということでございまして、非常に戸惑っているのですが、皆にはほとんど何も変わらない、影響がないんだということで今懸命に説得しておるところであります。

我々は法令にのっとりた検査をするわけですから、国と適正な関係を保ちながら、きちんと仕事をしていくということが最も重要なことであると思っておりますので、これをきちんとやっていく。それから相変わらず不当要求というのはあります。こういう人はいることはいるわけで、我々が負けないように頑張っていくということしかないわけで、それでバラ

ンスポイントを保っているということでございます。引き続いて警察には協力を要請していきますが、幸いにしてみなし公務員として扱うということで、全く対応としては変わらないというご説明でございますので、そういうふうに期待しております。

3つ目はやっぱり職員の士気を落とさないということです。ほんとうにこの職場というのは大変な職場で、皆様には使命感を持って仕事をしてくださいと、それしか私は言うことではないのです。同じように、私は職場の皆様はどうやって意欲を持ってもらうかということに一番苦心をしているつもりですが、その根拠は使命感だということを思っておりますので、その意味では国家公務員というのは一つの根拠だったんですが、これについては実際には変わらないということで皆にハッパをかけていきたいと思えます。

その次は人員5%削減で、これも法律で決まったわけで、やらざるを得ないわけですが、この評価委員会でもいろいろご説明してまいりましたけど、既に県で4人のところが2県あり、さらに県より広い北海道の地方で3人事務所のところがあり、組織の限界であるということを私は感じておりますが、その中でどうやって削減するかということは今から議論を始めております。

その中で、国が指定整備率向上ということを打ち出されておられますので、その結果に期待しますけれども、我々としては検査に来る車は検査をしないといけないということで、結果を待たなければいけないということでございます。そういう環境の中で私は検査の品質は絶対に落とさない、あるいはもっと向上させようと考えております。

そういう中、次の中期計画の運営方針を、中期目標に従って決めるわけですが、我々は安全確保と公害防止のために法令を遵守させるというのが仕事ですから、その基本を忘れずに権威ある検査をしようと言っています。さらに我々は検査をする義務があるということであり、受検する車は制限できませんから、検査義務を全うする必要があります。

今中期目標の中で、いろいろ数値目標が出されました。1つは人員削減、これは5%と決まっています。それから管理費等についてもパーセントが示されました。事故削減についても20%減、待ち時間の20%減、さらに街頭検査は前中期目標40万台に比べて大幅増の55万台ということでございます。こういう目標を与えられましたので、我々としてはこれを必達するつもりでございます。

その中で、私が一番気にしているのは予算でございます。一応この中期計画の中に予算が示されているのですが、実際はまだ決まっていないと理解しております。今説明がありましたITを利用した検査の高度化というのには、私はかなり情熱を燃やしております

が、予算がちゃんと出ないとできないということがあります。それから設備がかなり老朽化しているという問題については、評価委員会でもご説明しましたけれども、これについても予算が獲得できなければ改善できない、あるいは安全確保についても設備を改善しないといけないと思っておる点がたくさんあります。ということで、予算確保については国土交通省の皆様には財務省によくお願いしていただきたいとお願ひします。以上でございます。あと……。

【大聖分科会長】　そうですね。お二人の理事からそれぞれご説明願ひます。

【宮寄理事】　理事の宮寄でございます。それでは具体的に第2期の中期計画案、これを第2期の中期目標案に沿う形で法人として作成しておりますので、ご審議いただきたいと思ひます。内容につきましては、資料7-3を見ながら、目標と対比しながらごらんいただけるように中期計画案をご説明いたします。

2/10ページになりますが、まずまえがきがござひます。中期計画のまえがきでは、国土交通大臣が定めた中期目標を達成するために5つの基本方針を立てまして、5年間の中期計画について業務を実施しますということをおうたっております。基本方針は5つござひますが、安全確保・環境保全のために審査業務を的確に実施するということが1番。2番といたしましては、厳正かつ公正に行うべき審査業務というサービスを、すべての利用者に公平に提供する。3番目といたしましては社会的な要請に対応しながら、国際的動向も視野に入れて審査事務規程、これが法人の仕事の中心となっておりますので、その改正や、あるいは審査業務の、先ほど来お話がござひます高度化・改善などに取り組むということでござひます。4番目ですが、利用者への積極的な情報提供などを通じて、運営の透明性を確保する。また、利用者の意見を反映した業務運営に努めるということでござひます。5番目といたしましては、職員の業務改善の活動、あるいは研修などを通じて、活力ある組織づくりを進めるとともに効率的、効果的な業務の実施を推進するというござひます。これが基本でござひます。

具体的にまず1番でござひますが、業務の質の向上に関する目標がござひますが、これを達成するためにとるべき措置といたしましてご説明いたします。(1)として、基本であるところの厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底というところござひます。先ほど来、木場課長のほうからもご説明がありました、検査法人の審査は公正かつ厳正であるべきということがござひまして、不当要求防止対策については、引き続きファーストプライオリティーを置いて進めたいと思っております。これが最も重要な任務ということで

ございますので、引き続き職場点検を定期的に行ったり、あるいは業務執行の意識徹底をする。それから警察に対して不当要求防止責任者を選任して届け出るといこととか、あるいは管理者による巡回指導、それから最近非常に力を入れておりますが、緊急時対応訓練を、場合によっては警察の方もお願いしてということで、いたします。

それから新しい基準に対応した審査方法等の整備ということで、道路運送車両の保安基準が逐次改正されますので、審査事務規程の見直しを行います。

③でございますが、審査方法の改善は3つございます。審査事務規程の充実・明確化ということでございます。これにつきましては、審査の実態に照らして取り扱いについての明確化を図るといことがございます。また、全国的にまだ提出書面などの方法が統一できておりませんので、こういった規定内容の充実を図ってまいりたいといことでございます。

(イ)として、諸外国の知見の活用といことがございますが、検査業務につきましても国際的基準調和とか型式認証が進む中で検討を進めるといことございまして、具体的には国際自動車検査委員会などに定期的に参加したり、諸外国と情報交換をすることによって、日本の審査業務の国際化を進めていくといことにしております。

(ウ)でございますが、職員の自発的な改善提案など、こういった活動も実施して、すぐれた内容につきましては表彰していきたいといことでございます。

④人材確保でございますが、これについては適正な業務を実施するためには国と一体となって取り組むといことございまして、引き続き国などとの人事交流をしっかりと行いながら、また質の向上に向けて必要な、最適な人材の確保をしていくといことをうたっております。

⑤でございますが、職員能力の向上でございます。これも非常に重要な項目と考えていまして、検査の質の維持のために研修内容の充実を図ります。また、高度化、新基準、あるいは技術革新に対応するために、新検査の判定がきちんと行われるように研修を行うといことにしております。

4ページにまいります、⑥でございますが、職員の意欲向上といことでございます。一人一人の職員が、きっちりと使命感に基づいて業務を実施する、そして向上していくような意識を持てるようにするといことございまして、業務改善の提案などの実績とか、あるいは何かのときの、緊急時対応、不当要求に対してしっかりと対応したといことも評価し、表彰することによって業務の取り組み意欲の向上を図るといことござい

す。

⑦でございますが、内部監査の充実でございます。これまでも調査・指導など業務面における内部監査を計画的に実施しておりますが、これを引き続き実施いたします。また、適正な法人運営体制を維持するために、監査がよりの確に実施されるように態勢を整えたいと考えております。

以上が厳正かつ公正な審査実施のための項目でございますが、(2)が検査の高度化でございます。①といたしましては、検査の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止ということでございます。法人の業務を実施していく中で、新たなこういった課題が出てまいりまして、それが目標にもしっかりと盛り込まれたということもございますので、二次架装などを防止するために、たくさんの機器を既に法人は保有しております。またこういった二次架装を防止するということであると、新たな作業も発生しますので、そういったことに留意しながら、新規検査において車両の状態を画像として撮りまして、それを電子的に記録・保存する機器を順次導入していきたいと考えております。

また申請書の改ざん、あるいは受検者をすりかえるという不正受検がございますので、これにつきましては、諸般の状況を勘案しながら検査結果について電子的に保存・記録する機器の順次導入を図りたいと考えております。

②でございますが、検査情報の有効活用でございます。個別の審査結果をまとめた検査情報を国土交通政策に有効活用されますように、審査結果を電子化する、あるいは審査方法をそれに対応した整備を図るということでございまして、予算に応じて必要な機器の導入を行ってまいりたいということでございます。

それから③でございますが、受検者の審査結果の情報提供ということでございまして、個別の受検者など、利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、単にマル・バツだけではなくて、数値情報を提供するという調査研究を行いまして、順次情報提供を実施していきたいと思っております。

それから④でございますが、よりよい審査のために車載式の故障診断装置など、諸外国では既に行っている例もございますので、新しい審査方法の調査検討を国土交通省と連携しながら行いたいということでございます。

(3)でございますが、受検者の安全性・利便性の向上でございます。特に労働安全衛生、あるいは受検者の安全ということで、第1期の中から非常に問題が出てまいりました。

①といたしまして、受検者などの事故防止対策の実施ということでございます。今後、要

員配置も大分見直され、削減されます。そうしますと、審査の案内が不十分になるとか、あるいは今後初めての受検者や高齢受検者ということも増加してくると思われしますので、事故の増加が見込まれるわけでございます。そのため安全作業マニュアルとか、最低地上高の検知装置、あるいは案内板、特に有効な音声誘導装置といったものを付加いたしましたし、指定整備率の向上の効果も加味しながら、受検者の事故を平成18年度に比べて第2期中期計画末において20%以上削減したいという目標を、私どもとしても計画しております。

②でございますが、利用しやすい施設と業務運営ということで4つございますが、まず施設・設備の適切な老朽更新などという項目を新たに起こしてございます。老朽更新については、更新が滞って機器年齢が上がったために、故障発生率が高くなった機器が多数ございます。それを重点的に更新することにあわせて、その際安全対策を施した形で更新をしていきたい。また、音声誘導装置も付加していきたいということでございます。こういったことによって、検査機器の故障などによるコース閉鎖時間、これは従来むしろ増加しておったんですが、これを平成18年度に比べまして、期末で20%以上削減して、結果として利便性の向上につなげていきたいということでございます。

(イ)でございますが、利用しやすい施設の整備ということでございます。これは今後更新・新設する検査機器につきましては、すべて音声誘導装置、あるいは言われてもどの機器かわからないということもございますので、機器の名称看板などを装備いたしまして、安全に利用できるようにしたいということでございます。

(ウ)といたしまして、受検者の要望を把握するために、これは利用しやすい施設整備、業務運営のためにアンケート調査を実施するなどによって要望をしっかりと把握していきたいということでございます。

(エ)は新しい項目でございますが、国と連携した予約制度の運用ということでございます。しっかりした審査を実施しながら、なおかつ利用者の待ち時間も減らしていきたいという思いから、国と連携して検査の予約制度を適正に運用していきたいという計画を立てております。

次に(4)で、自動車社会の秩序維持ということでございます。従来不正改造車対策ということで、街頭検査を中心にやってまいりました。これにつきましても引き続き実施をしていくということでございます。(ア)として街頭検査の強化がございまして、これにつきましては指定整備の拡大効果も加味しながら、人員が削減していく中で、55万台とい

う頑張った計画値を立てて実施していきたいということでございます。さらに街頭検査の効率的な実施ということでございまして、色度計のほか新しい機器の導入も検討していきたいと思っております。

(イ) といったしまして、不正改造車撲滅のための啓発活動ということでございますが、これにつきましては第1次の期中から自主的な事業として取り組みました、カスタム・カーなどのショウといったところにおける不正改造車の展示について注意を喚起する、あるいは用品販売店において車検適合品として売られている、保安基準に適合しないおそれのある用品については注意喚起を引き続きしていきたいと思っております。これによって水際だけでなく、もともと不正改造車がなくなっていくことを期待したいと思っております。

②でございますが、その他国土交通政策への貢献ということで、リコール対策への貢献。引き続きリコール対象車の早期発見に役立てるように、車両の不具合情報を随時国土交通省に情報提供して、より多くのリコールにつなげていきたいと思っております。また、国土交通省から要請がございました場合には、特にリコール対象車について、受検者の注意喚起を行いたいと思っております。

(イ) でございますが、盗難車両対策への貢献でございますが、車台番号の改ざん、あるいは原動機型式の不正打刻なども発見されておりますので、これらについては国への通報の取り組みを引き続き行いたいと思っております。

(ウ) でございますが、利用者の審査業務に関する理解の向上ということでございますが、これは第1次と同じでございまして、国の各種キャンペーンなどに積極的に参画をしたい。また、情報のインターネットによる発信、あるいは環境報告書の公表などというものを考えております。

**【富取理事】** 法人で総務を担当しております理事の富取でございます。ここからは私が説明させていただきます。大きな2番でございます。業務運営の効率化に関する事項でございます。まず(1)組織運営でございますが、①でございます、先ほど目標のほうでもお話がございましたけれども、4行目から、業務量の変化を適切に把握しまして、事務所ごとの要員の配置計画を具体的に策定し、実施いたしたいと考えております。また、必要な見直しを適切に実施したいと考えております。また②でございますが、審査手数料の自己収入化ということでございますが、特に受検者の利便性の低下を招かないように体制を整えていきたいと考えております。

それから（２）業務運営でございますが、これは①、先ほど目標のほうでも話がございました。一般管理費につきましては６％程度、また業務経費につきましては２％程度、５カ年間の抑制をいたしたい。ただ公租公課など、あるいは特殊要因によって増減する経費などございますので、これらにつきましては抑制の対象外とせざるを得ないかと考えております。それから②でございますが、随意契約の見直し、政府全体の取り組みに応じまして、一般競争入札の範囲拡大などを図っていきたいと考えております。また③の資産の有効活用でございますが、具体的に計画のほうでは研修施設と書かせていただきました。研修施設につきまして、効率的な活用の促進、あるいは自己収入の増加などを考えてまいりたいと思っております。

それから（３）でございますが、システム関係でございます。主要な業務システムということでございますので、私どものほうではＰＣネットワークシステムというものがございます。これにつきまして、平成１９年度末までのできるだけ早期に最適化計画の策定を行いまして、その計画に基づいた実施をいろいろとしていきたいと考えてございます。

それから財務内容関係でございますが、これにつきましては計画のほうでは少し詳しく書かせていただいております。まず予算につきましては、収支計画、資金計画ともに後のほうで表が出てまいりますので、そこでご説明をさせていただきます。

それから短期借入金の限度額といたしましては、数字といたしまして３０億円としております。これは１期のときは２０でございましたが、自己収入化ということがございまして、多少不安定要素が入っております。特に年度当初の資金不足に対応するために少し金額を上げさせていただいたということでございます。

それから財産譲渡、あるいは担保にする計画は今のところございません。また、剰余金の使途につきましては、特にやはり審査の充実、質の向上ということを大きな目標にしてございますので、それらに資することに使わせていただきたいと考えております。

**【宮寄理事】**　引き続き、７．その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項という項目がございます。（１）でございますが、施設及び設備に関する計画につきましては、審査施設整備費につきまして、自動車検査独立行政法人施設整備費補助金によって賄いたいと考えております。金額についてはそこに書いたようなものがございます。内容といたしましては、いわゆる検査場の新設あるいは場内での建てかえなど、これが２９億８、３００万円、それから審査機器の新設あるいは更新など、主たる機器でございますマルチテスター、大小兼用テスターなどといったものにつきましては４０億２、９００万円、それから

審査上屋の改修、これは屋根だとか建屋の塗りかえといったところでございますが、80億4,600万円でございます。

なお、国のほうの計画で、国として検査場そのものを移転するといったようなこともありますので、そういった場合にはこの金額は当然増減するということでございます。

【富取理事】 次の項目でございます。人事に関する事項でございます。これは先ほども申し上げたところでございますが、今後いろいろ保安基準の改正等によりまして、新規業務が追加されるということも想定されるわけですが、業務運営の効率化などによりまして、人員の抑制をしていきたい。具体的な目標としましては、次の②にございますけれども、閣議決定に基づきまして、平成22年度において、平成17年度に比べまして5%以上の削減ということが与えられておりますので、これを人員ベースで達成していきたい。

具体的には参考1にあります。平成22年度の常勤職員数を827人ということにすべく、今後計画を立て、実施していきたいと考えております。これによりまして、中期目標期間中の人件費の総額は見込みといたしまして319億円余りになると見ているところでございます。

最後に次の9/10でございますが、予算でございます。これは最初に申しわけないんですが、この表の中に(P)というのが随分書いてございます。これは実は財務省との協議がまだ終わっていない、あるいは審査手数料の額が政令等ではっきりしていないということもございまして、そこにかかわる部分は(P)、ペンディングという形にさせていただいております。したがって、審査手数料の収納経費もそれに応じて変わるところがございますので、ペンディングの格好でさせていただいております。

またあわせてさきに申し上げますが、次のページに交付金の算定ルールというものもございますが、これも財務省との協議の中で変わる可能性があるということで、ご了承をお願いしたいと考えております。

具体的な表はあまり数字が書いていないので申しわけないんですが、収入としましては運営費交付金と施設整備費補助金を国からいただきまして、一方で審査手数料収入を直接法人が自己収入として入れる。また、その他収入、これは少しですけれども研修などの受託業務がありますので、収入が659億程度、これはこの表の支出の一番下にありますように審査手数料収納経費を除くと書いてあります。一応審査手数料収納経費はこれにさらに上乗せになってくるだろうと思っております。審査手数料収納経費分の収入がさらにないと困ると考えております。

支出のほうとしましては、人件費が先ほど申しあげましたように319億余り、業務経費としまして131億余りと考えております。このほか一般管理費で57億、施設整備費で150億円ほどと考えておるところでございます。

それからこの後収支計画のほうは、今申しあげました予算から資本関係にかかわる部分を除いた数字ということでそれぞれ掲げております。経常費用としまして507億ということでございます。また収益のほうもそれに応じた金額となるべきですが、申しわけございませんが先ほど申しあげました理由でペンディングになってございます。また資金計画は先ほどの予算、あるいは収支計画にあるものから組み替えをしたという形になっておるものでございます。

それから最後のページ、10/10、先ほど申しあげましたように、まだ財務省との調整が終わっておりませんが、運営費交付金の算定ルールといたしましては、19年度はそれぞれの経費積み上げで積算をしたもの、人件費、一般管理費、研修経費、審査経費等のものですが、20年度以降は1から4番までのところは運営費交付金の対象外になるという予定で考えております。

5番の機器老朽更新経費、これにつきまして運営費交付金をいただくということになるかということで、ここではとりあえず書かせていただいております。説明は以上でございます。

**【大聖分科会長】** ありがとうございます。国土交通省側の事務局のほうからご説明をまずいただいて、その後検査法人のほうから橋口理事長さんにごあいさついただいた後に、お二人の理事の方からそれぞれのご担当のところをご説明いただいたということでございます。ありがとうございます。それではただいまのご説明に対してご質問、あるいはご意見をいただければと思っております。ご自由にご発言ください。

**【上岡専門官】** すいません、事務局の方と連絡事項をさせていただきます。資料7-3で、一部誤字がございましたので訂正のご連絡をさせていただきます。資料7-3の6/10のところでございます。そこの左側の上に（イ）盗難車両対策への交換と書いてあるんですが、貢献の間違いでございます。すいません、訂正させていただきます。

それから、本日石津先生がご欠席なんですけど、意見と検討課題ということで届いておりますので、今お手元に配付させていただきました。簡単にご紹介させていただきます。1つにつきましては、中期目標・中期計画でございますが、可能な限り具体的数値目標を定めるようにすべきであると。定性的な目標では、客観的な評価が難しい。進捗状況の把握

も困難ではないかというのが1つでございます。

それから(2)でございますが、この検討課題ということのご提案だと思えますけれども、目的積立金を積み立てるようにすべきである。手数料収入による大幅な自己収入が見込まれるようになったことは、メリットとともにデメリットも生じることである。「痛み」を最大限メリットに転化するためには、目的積立金を積み立てる方法を検討し、積み立てを実現する努力が必要である。すべて自己収入でない法人でも、目的積立金を持っている例があるというご意見が来ているところでございますので、ご紹介させていただきました。

【大聖分科会長】　むしろ、これに対して何かご回答があれば伺いたいと思えますけど、いかがでしょうか。

【木場技術企画課長】　我々も可能な限り、具体的数値目標を設定しようということで、幾つか入れてみてはおるんですが、なかなかやはりこの法人の厳正性だとか公正性という、本質的な部分での数値的な目標の設定というのは非常に難しいのかなと思っております。ただ、今回利便性だとかユーザーの安全性とか、社会的な貢献という意味でのいろいろな目標については数値目標を定めてみたところがございます。

2番目の目的積立金につきましても、我々もできるだけ目的積立金という形で処理をしていきたいとは思っておりますが、いかんせん、なかなか目的積立金として整理する場合のルールといいますか、考え方の整理というのがまだ十分明確になっていないと感じるところもございまして、目的積立金を今後どう処理していくかということにつきましては、国交省全体としても、これまで他の法人の積み立てた例といったものを見ながら、国交省、また政府全体としてもいろいろ議論されているところがございますので、そういう動きを見ながら対応していきたいと思っております。

基本的にはこういう目的積立金を活用して、できるだけ今回自己収入化を図ったメリットというのを生かせるような形で処理できるようにしていきたいと思っておりますが、いかんせん、全体的な流れというものもございまして、その辺の動きを見ながらこの趣旨に沿って考えていきたいと思っております。以上です。

【大聖分科会長】　ありがとうございました。目標の数値化といいますか、これはところどころにパーセント表示とか、あるいは割合等で表示されている部分もありますけれども、これをすべて数値化するというのは無理だということがございます。

石津先生は会計学のご専門だと思っておりますが、そういった立場から積立金のご指摘があったんだろうと思えます。それではご意見があれば伺います。

【大久保委員】 多少関連するので、6/10ページの(2)の業務運営の①のところで、一般管理費とか業務経費に対して、初年度の当該経費相当分に5を乗じた額の何%と書いてあるんですが、これはどういう考え方なんでしょうか。というのは、どういうふうに減らしていくかという意味なんです。

【木場技術企画課長】 考え方としては、例えば最初の年が100だとしますと……。

【大久保委員】 その倍。

【木場技術企画課長】 その次の年は、例えば6%というのはその面積は、100のままですとトータル500になります。この面積を……。

【大久保委員】 6%。

【木場技術企画課長】 ええ、94にします。ですからこういう台形になるわけです。それでいきますと、大体毎年3%ずつ減らしていきますと……。

【大久保委員】 毎年3%でいいんですか。

【木場技術企画課長】 5×6の30ですから、全体の面積は470になるというイメージです。

【大久保委員】 そうすると大体毎年3%という、トータルで考えればいいんですね。

【木場技術企画課長】 はい、毎年3%減らしていくというイメージでございます。

【大聖分科会長】 わかりにくい。

【大久保委員】 左側もそう書いてあるので、あんまりよくわからなかったの。どうもありがとう。

【大聖分科会長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

ちょっと技術的なことをお伺いしたいと思います。これはほかの委員の方々に対する情報の提供ということも含めてであります。例えば街頭検査などでの改造を取り締まるのに、検査したときの画像情報をもとにして、それと比較することで、何か違っていけば不正改造ということがあり得るわけです。それを技術的にどうやるのかというのを、宮寄さんのほうがよろしいでしょうか、ご説明いただけますか。ちょっとこれは皆さんわかりにくいのではないかと思います。

【宮寄理事】 これはまだ非常に部分的な計画しか書いてございませんので、イメージがわかりにくいんですけれども、一応仮称として電子車両検査システムという構想を持っておりまして、自動車を新規登録するところから、身分証明書のように写真を撮りまして、架装品などについても項目のリストアップ、そしてそれを検査証に書くというだけでなく、

画像として登録していきたいと思っております。

それで言ってみれば自動車の電子的な戸籍、今まではどちらかというと文字情報だけだったんですが、画像情報も含めた記録をつくりたい。そして今度は検査場などで行う継続検査のときには、そういったものと、必要があれば疑わしいものについては比較もできるようにしたいということで考えておるわけでございます。

これはそういった情報を呼び出して、比較するという機器も必要となりますし、そのためにはどこかに情報を蓄積しておいて、全国どこで受けるかわかりませんので、継続検査を受けたところで見られるようにしなければいけないというネットワークをつくる必要もあるということなんです。これについては国土交通省のほうで、そういうネットワークシステムの検討を始められたところでございます。

それから街頭検査なんです。これはまた非常にもう一段高度でございまして、街頭検査というのは路上検査でございますから、モバイルの機器を使って画像などの情報で、必要なものを呼び出してきて、そして比較をするということになるかと思えます。そういったことも将来的には可能になるかと思うんですが、街頭検査においてそういう比較をするというところまで、この計画では織り込んでおりませんが、そういったことも調査課題ではあるという認識はしております。

**【大聖分科会長】**　そうですね。ただこういった将来といいますか、情報通信関係の技術が進展しますので、そういうことが容易になってくると、それなりのコストはもちろん負担しなきゃいけないわけですけども、そういうことであります。

いかがでしょうか。よろしいですか。島田委員、どうぞ。

**【島田委員】**　もう決まったことなんだろうとは思っていますが、非公務員化のところから前から気にかかっているんですが、これは先ほど理事長も職員のモチベーションをと言っていて、みなし公務員の話が出ましたが、僕らの世界でのみなし公務員の規定というのは、むしろ職員の皆さんが贈収賄であるとか、そういうたぐいのものをしたときに処罰しますよという、まさに先ほどのところも罰則が書いてあるんですね。

でも私の考えとしては、車検業務といっても、むしろ公務性の高い技術水準・安全基準を国家レベルのところから、民間をある程度レベルアップするという公的な色彩の強い部分と、全く民間の車検と実際に同じような業務をしていく場面と、本来2通りあるんだろうと思っているんです。前の委員会のお話も申し上げたんですけど、その辺を理事長をはじめ、どのように、特に現場の職員の人たちが、これからやはり身分的なところで

公務員ではないとひっかかるだろうと思うので、その辺をどのように対応しようとされているのかというのが1つ。

もう1つは国との人事交流を図ってというところがありましたよね。その辺は具体的にどのように考えておられるのか伺わせていただければ。

**【橋口理事長】** この問題につきましては、私は国の有識者会議に反対意見を述べさせていただきまして、一番大きな問題は、私は職員が使命感で仕事をしているところだから、それをどうやって意欲を持たせるか、それを逆行したらいかんじゃないかということで申し上げました。

それからみなし公務員についても、私は名前的に大体義務のほうが多いような制度ではないかということを感じておりました。ですから一番私としては、警察がもう公務員ではないから、忙しいですから、お忙しい警察の人に見放されると困るなということです。

もう1つは法人の仕事は国と直結しているので、我々は検査のやり方までこちらと決めていますから、それが国が指導する根拠になっているわけです。そういうことで、さらに国が指定整備工場を監査しますから、監査するためにはやっぱり現場の経験を積まないといけませんから、人事交流をしょっちゅうしているという関係がありますので、そういうことも説明させていただきました。

そういうことですが、これは政治的に決まった方針であるから変えられないということでございましたので、もう何も言うことはございませんが、私としてはそういう事情を職員によく説明して、今までと同じような気持ちで頑張ってくれと、それしか言うことはありませんので、いかにほかにどうやって意欲がわくかというのは、やっぱりおもしろくしたらいいんですけど、おもしろくなんていうのはなかなかこういう職場ですから難しいんですが、いずれにしても皆さんに、どうやったら改善していくかという意見を求めながら、活性化をしていきたいと考えております。以上です。

**【大聖分科会長】** よろしいでしょうか。

**【島田委員】** あとは、人事交流の関係はどういう……。

**【大聖分科会長】** 身分的なものという扱いですね。

**【島田委員】** そうですね、ええ。

**【橋口理事長】** 今度の4月、また国から大分来られて、こちらから国に出るということですが、国に帰るときは公務員になるし、こっちに来られたときは非公務員化すると。ただ、共済組合という身分は変わらないということですから、そのあたりはあまり問題な

くできるという、少し違いがあるところはあるんですが、そういう関係で問題はなくしながら、それぞれ異動についてはスムーズにやれる工夫をしていくということでございます。

【大聖分科会長】 ほかにご意見。どうぞ、岩貞先生。

【岩貞委員】 今回の島田委員のお話とほとんど同じような形になるんですけれども、やはりお話を伺っていると、今この時点でも車検業務というか、皆さんは働いていらして、それは制度が変わろうと何をしようと、彼らがやっていることというのはずっと変わらないで続いていくわけです。

やはり国の方針で公務員が非公務員になったり、一律5%という、何が根拠なのかわからない減らし方で5%削減されて、きのうまで一緒にやっていた仲間がもしかしたらいなくなるかもしれないという形になっているんですけれども、やはりその中で、いかに彼らのモチベーションを保っていくかというのは非常に大切なことだと思います。

一番最初にこの会議が組まれたときに、大聖先生がおっしゃっていたんですけれども、やはり職員は何をモチベーションにして仕事に励むかだと思うんですが、表彰制度ということで昨年も幾つかこういった形で表彰しましたというのを挙げていただいていたんですが、そのときにも前回とか前々回のときにそのことについて申し上げたんですが、もっと褒めていただいていたいいと思うんです。

おそらく、人数的なものとか非公務員化という、マイナスのことばかりになるんですけれども、そういった公務員という形が外れたのであれば、もう少し柔軟性を持っていろいろな形で褒めてあげたり、仕事に対してほんとうに意欲が持てるような形で、何か具体的に早く取り組んでいただきたいと思います。

【橋口理事長】 ありがとうございます。努力をいたします。

ちょっと島田委員のご質問に1つだけ答えていなかったのが、国としての法令を守らされての検査をやっている部分と、整備業者がやっている検査と同じようなところがあるということですが、基本的に私は違うと思っているのは、整備業者というのは整備が仕事ですから、検査はつけ足しなんです。ほんとうにちょっとだけ最後にやるということで、それを整備業者に国が認めて、たくさん車を、全部法令に合致しているということをそれで認めることにしたということで、ほんとうに指定整備工場で行っている検査なんていうのは、一部にしかすぎない。

だけどそれをやってもらうためには、きちんと、ほとんどお客さんは関係ないんですね。公害、ガスをまき散らすというのを、あんまりお客さんはお金を払いたくないということ

がありますから、それを守らせるというのはやっぱり国が監査をしないとイケないということになるわけです。

でも我々は全然整備はしませんから、残念ながら分解は何もできませんので、そういう意味では検査には限度があるわけです。だからそういう意味では非常に短時間でやっているということですから、我々の検査は整備をしてもらうのが前提ですよということで、整備業者がなければ成り立たない検査という位置づけで考えております。

そういう中で、零細業者は検査機器が買えないですから、そういうことで国で来ているというのを我々がカバーしなければならないという関係だと思っております。

【大聖分科会長】 ありがとうございます。島田委員がおっしゃったのは、淡々と、粛々とやらなければいけないルーティンワークと公的な使命と、そういう両側面があるんではないですかというご指摘だったと私は理解いたしました。そういうことですね。

【島田委員】 そうですね。はい、両側面ありますので、両方をやっていく。

【大聖分科会長】 そうですね。ぜひよろしく願いいたします。ほかに。どうぞ、来生委員。

【来生委員】 私自身も具体の考えがあるわけではないんですけども、例えば6/10ページの、先ほども話題に出た数値目標のところなんですけれども、今までの中期計画の5年間で、これからの中期計画の5年間で、経済の状況が多分変わって、今まで基本的にはデフレ傾向だった。これから金利も上がって、どちらかというところとインフレの傾向が出てくるのではないかと。そう考えるときに、今までは初年度の経費相当分に5を乗じた額の6%という、非常に頑張らないと、多分頑張るということになるんだと思うんですけども、これからは逆にインフレですから経費が膨らんでいくわけです。

そうすると、初年度の額に単純に5を掛けて、その6%という、過去に比べると随分楽な目標、随分楽というのがいいのかどうかかわからないけれども、多分こういう考え方というのは、初年度の経費が、全体の割合が5年間変化しないで推移していこうということの方が前提になっていると思うんです。インフレもそれほど激しくないということであれば、基本的にはこういうことでもいいんだと思うんですけども、一般的な表現の仕方として努力目標を示すときに、こういう記述の仕方でいいのかどうかということは若干問題になるかもしれないという気がします。それは全く予測不可能なことから、どのように表現するのが適切な努力目標になるかということは、ちょっと私自身も見当がつかないんですけども。今まではこう書くと多分とてもよかったんだと思うんですけども、

これからこれでよいかという問題はありそうだと、気がついたというか、思いつきですけども。

【大聖分科会長】 いかがでしょうか。これは国全体の、ほかの法人に対する……。

【富取理事】 今、先生がおっしゃっておられるように、全体でこうするというあれで、なかなか我々も変えるというわけにはいかないんですが、おっしゃるようにインフレかデフレかで効果は違ってくるんだと思うんです。例えば初年度が100だとしますと、次の年に3%減であれば97、次の年は94ぐらいにするというふうになっていくわけですが、例えばインフレで100のものが105ぐらい必要になったと仮にしても、97にしなければいけない、あるいは94にしていかなきゃいけないということで、なかなか大変になるかなという気がしているんですが、そういう中でもやっぱり決められておりますのでやむを得ないかなと考えております。

【大聖分科会長】 それから、先ほど岩貞委員が5%削減ということで、仲間が首を切られるというおそれはないかというニュアンスのことをおっしゃったんですが、これは定年になられた方を中心に、自然減で補わない形で減らしていくということで考えてよろしいのでしょうか。

【富取理事】 ご承知かどうか、私ども大体地方地方で人事をやっているんですが、ほとんどの地方は定年の方が減って、新規採用を抑えるということで達成できるかなと思っております。

ただ、地方によって一部すぐにはなかなか難しいところもあるかもしれませんが、それは全国の中でやりくりをしていけば、何とかできるだろう。つまり、あしたあなたはやめてください、定年でもないのにやめてくださいということはしなくても済むかなと思っております。

【大聖分科会長】 どうぞ、大久保先生。

【大久保委員】 すいません、ちょっとまたわからなくなってしまったので、しつこいんですけど、さっきの6/10ページのところで、これは当該経費総額を6%程度抑制しますというから、どんなことがあろうとも470でやりますと言っているんですか。先ほど先生がおっしゃったように、インフレだろうが何だろうが、総額は470。だからものすごく厳しいことを言っているという意味ですね、そういう意味では。

【大聖分科会長】 そうですね。はい。

【大久保委員】 わかりました。それでいいかどうかよくわかりませんが、それから

最初のページのところの、2/10ですか、基本方針というのが前の基本方針から若干変わっていて、大変わかりやすくなっていると私自身思います。特に、自動車の安全の確保及び環境の保全のため、審査業務を的確に実施するというのが、ミッションの定義としては大変いいデフィニションだと思うんです。

それで、石津先生の言うておられる数値目標をできるだけクリアに決めていこうというのは、結局最終的にはこれに対する数値目標がどうあるべきかという議論になるのかと思うんですが、ちょっと話がごちゃごちゃで申しわけないんですが、先ほど宮寄理事がおっしゃっておられたIT化をするということが、結局最終的にこれに結びつくようなIT化の整理ができると、いろいろなことが非常にクリアになってくるんじゃないかと思うので、もしその辺のお考えがありましたら、少し聞かせていただければと思います。

**【宮寄理事】** ありがとうございます。今まではどちらかというと、検査した結果は全部紙の伝票で、ほとんど死蔵していたという状況であると思っております。今度検査の結果について電子化をしますと統計がとれるようになりますので、検査というのは基本的には性能を向上させることはできませんが、どれぐらい劣化しているか、そういった状況は、非常に統計的に詳しく具体的にわかるようになるということですから、今後安全の確保と環境の保全をする場合に、こういったところが実際に使用過程車においては弱点になっているのか、こういったところが政策的に、あるいは技術的に補強するべきかということがはっきり鮮明に浮き出されてくるという意味で、この政策をやっていきますと、社会全体の自動車使用の効率、あるいは安全・環境の施策の効率というのは非常に向上するんじゃないかと期待しております。

**【大久保委員】** わかりました。ぜひそういうふうにやっていただけると、トータルとして、多分働いておられる方もすごく役に立っているんだという実感が出てくるような気がするので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

**【大聖分科会長】** そうですね。データをIT化して、いろいろな分析をやるということは、これから非常に可能になってくるわけです。そういうことをぜひやっていただきたいと思います。

余談なんですけど、データマイニングという考え方が最近ありまして、マイニングというのは要するに炭鉱で鉱物を掘削するということがあるんですけど、それだけ掘れば意味のあるデータが出てくるという意味なんですけれども、ぜひそういうことをやっていただけるといいなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。それでは私のほうからまたご意見を申し上げたいと思うんですけれども、1つは国交省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の向上というのがあります。そうするとこちらの検査法人の負担が減りますから、よりクリエイティブな仕事ができるということになりますけれども、そういう仕事が新しい、進んだ仕事ができる割合といいますか、それが逆に指定整備率とリンクしてくる面があるんじゃないかと思うんですけれども、なかなかこれは、じゃ、どうすればいいというのは市場原理もありますから難しいかなと思うんですけれども、その辺のお考えがもしありましたらお聞かせいただきたいと思います。ちょっと難しいご質問ですが。

【木場技術企画課長】 指定整備率の向上策につきましては、国としても鋭意取り組むつもりにしております。一応5年後、この中期計画・目標期間終了時点で、今70ちょっとという指定整備率でございますが、それを5ポイント程度上昇させるという方向で、施策を打ち出そうとしておりますが、ただいかにせん、指定整備工場化がどう進むかという問題もありますし、ユーザーがほんとうにそちらを選択してもらえるかという等の問題もございまして、そこは必ずしもそれが約束された状況ではございません。ただ、我々としては5ポイント程度、いわゆる民間能力の活用を図っていくという施策を講じていきたいということを考えております。

【大聖分科会長】 どうぞ。

【橋口理事長】 一応人員の5%削減ということで、指定整備率を向上して、検査台数が減るんだということを織り込んで人員を整理しているということで、それ以外に私は検査の高度化をやっていきたいと思います。

【大聖分科会長】 そうですね。ぜひそういうことを進んでやっていただきたいと思います。今の点はご理解いただいていますでしょうか。ほかにご質問はありませんでしょうか。

【木場技術企画課長】 先生、よろしいですか。

【大聖分科会長】 どうぞ。

【木場技術企画課長】 先ほど、比較表をつけた2枚目に、ポンチ絵で現中期計画、新中期計画の比較というのをかいていて、これをご説明すれば大体イメージがよくご理解いただけたかと思うんですが、左下の、茶色っぽい自動車がかいてありますが、これは現中期目標・計画の概要でございまして、どちらかというと厳正かつ公正中立な審査、利用者の利便性向上というようなことで、現中期目標・計画というのは進めてまいりましたと。



分科会として特段の意見なしということで処理させていただくということによろしゅうございましょうか。それでは意見なしとさせていただきますと思います。

少しご注意がありましたので、それはこちらのほうで修文していただくというポイントもあるかと思えますけれども、それにつきましては私どものほうにご意見をいただければと思っております。ご了承のほど、よろしく願いいたします。

それでは2番目の議題であります、自動車検査法人の業務方法書の変更についてということで、審議に入りたいと思えます。これについても検査法人のほうからご説明をお願いしたいと思います。

**【富取理事】** では私のほうから説明させていただきます。資料7-6でございます。実は今、先ほど国のほうからご説明ありましたように、独立行政法人法が改正ということで、国会審議をさせていただいております。

その法改正が成りますと、一部業務方法書を変更しなければいけない点が出てくるということでございまして、まだ法律が成立しているわけではございませんので、まだ申請もしていないわけですが、この機会にあらかじめご審議いただきたいということでございます。

1ページ目は下のほうに通則が載っております、業務方法書の変更をしようとするときは意見を聞かなければいけないということの根拠規定があるものでございます。2枚目以降から下にページを打っておりますが、案が1、2ページ目でございますが、3ページ目に新旧対照がございまして、これを見ていただくとよろしいかと思えますので、これで説明させていただきますが、内容としましては、自動車検査独立行政法人法の改正によりまして、条番号が変わりますので、その条番号の変更を業務方法書においてするというだけのものがございます。

実際にはここにあります第3条の、ちょっと見にくいんでございますが、1行目に検査法人法第11条第1号とございますのを、第12条第1号にする。それから2行目に、同じく検査法人法第12条となっておりますのを、検査法人法第13条に変更する。それから第4条の柱書きの部分でございますが、検査法人法第11条第2号とありますのを、検査法人法第12条第2号にするという、これだけの変更でございます。

あと後ろのほうには、我々の法人法の、法律のほうの新旧対照表をつけさせていただいております。ご参照ください。説明は以上でございます。

**【大聖分科会長】** ありがとうございます。これに関しては何かご意見ございますで

しょうか。では、ご意見なしとさせていただきたいと思います。

これで、本日の審議事項はすべて終了しましたけれども、どうもご協力ありがとうございました。何か追加がございませんようでしたら、これで閉じさせていただきます。

それでは事務局のほうにお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

**【上岡専門官】** どうもありがとうございました。本日の審議事項については終わったわけでございますけれども、また本日の資料につきましては先生方、机の上に置いておいていただければ、事務局から郵送させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、当課の木場課長よりごあいさつを申し上げたいと思います。

**【木場技術企画課長】** 本日は、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。内容は、財務省等とまた協議をして、若干最終的に決定しなければいけない事項等もございますが、またその点につきましては分科会長とご相談して処理させていただきたいと思っております。

きょうはどうもほんとうにありがとうございました。以上をもって終わらせていただきます。

— 了 —